



図2-3 指定及び追加指定等経過図（拡大図）

### 第3節 指定地および周辺地域の状況

#### 1 指定地の状況

江戸時代後期の島田宿の概要は『東海道宿村大概帳』（天保14年(1843)）の島田宿の項に記載されている。それによれば、宿の長さ（範囲）は道悦島村境より大井川堤まで34町53間（約3.8km）、金谷宿までは1里（約4km）の距離であると記してある。

当時の島田宿は二つの機能をもっていた。一つは、宿場本体の機能であり、現在の本通り一丁目から七丁目までに「問屋場」・「本陣」・「御陣屋(代官所)」・「旅籠」等が建ち並び、伝馬役をはじめとする宿場としての機能を果たしていた。もう一つは、宿の西外れの大井川近くの現在の河原町に「川会所」・「番宿」・「札場」等が建ち並び、大井川渡渉のために川越し場の機能を有していた。この両者は常に密接に関係していた。

当初は宿場の問屋場が川越業務を監督、指導するかたちで運営し、その制度が寛文年間(1661~73)頃より徐々に整えられた。そして元禄9年(1696)に、大井川の管理や渡渉制度に関わる運営を現地で行う川庄屋が任命されて、その管理が問屋場から独立し、川庄屋の下に年行事・小頭・待川越等の川越制度運営上必要な組織ができた。また、この時期には施設面でも「川会所」・「札場」や各「番宿」等が整った。

こうして、川越制度は江戸時代後期になると成熟期をむかえ、川留めにより宿場にも大きな経済効果をもたらし、また「川留め文化」とも言える松尾芭蕉に代表される宿場に逗留した文人と宿内の文化人の交流から生み出された独自の文化が成立している。

川越遺跡が存在する河原町地区は、古くは「河原新田」、「甚兵衛島」、「三軒屋」と呼ばれ、当初は大井川の広大な芝地で、湿地帯が広がっていたが、徐々に田園地帯に変化していったと考えられる。この河原町の開発は、「天正の瀬替え」以降、島田宿を悩ませていた大井川の氾濫のための治水対策、宿の外堤工事に始まる。

これら川越遺跡周辺の外堤工事の経緯は、まず慶長年間末期から元和4~5年(1618~19)頃に現川越遺跡の東側、上段の間が存在し九州の大村藩とも関わり合いの深い塚本家の西側に「高土手」が造られた。そして、寛永20年(1643)頃には、現在川会所が復元されている西側に向谷水神からつながる「島田大堤(現桜堤防)」が構築され、この頃から河原町はもとより、島田宿内も大井川の洪水から守られるようになった。その結果、堤防の内側の広大な土地が急速に開墾されていったのである。

また、川越場の町並みの成立時期も、宿場同様に「高土手」ができた時点ではまだ不安定であったが、「島田大堤」が完成した以降に「川会所」や「番宿」等の施設がこの堤の内側に建並ぶようになった。これらの経過は、慶長9年以降に川越制度が整備され、やがて安定した川越業務を実施するようになったことを裏づけるものである。さらに江戸時代後期(文化3年・1806)に作成された『東海道分間延絵図』には、「島田大堤」の外側の堤防として「善太夫嶋堤(せぎ跡)」が描かれ、川越場を構成する街道沿い(以下、「川越街道」と呼ぶ)が西へ次第に拡張し、現在に残る川越場の町並みが確立したと考えられる。

この川越場は、明治3年(1870)にその機能が終焉した後、時を経て昭和41年(1966)8月1日に国指定史跡「島田宿大井川川越遺跡」として指定された。指定箇所は、大井川の管理や川越しの運営に直接関わった「川会所跡」や「札場跡」、川越人足が控えていた家屋である「一番から十番までの番宿跡(うち、四、八番は特定できず未指定)」、「仲間の宿跡」、「立合宿跡」、「取口屋(口取宿)跡」、川越し関連施設である「酒屋跡」、「そば屋跡」、「荷縄屋跡」、「和泉(泉)屋跡」、その他「善太夫嶋堤(せぎ跡)」、「街道」の合計20箇所(6,843㎡)あった。

これらの川越施設等が存在していた範囲は、東は『東海道分間延絵図』にも記載されている三太郎西土橋から、西の善太夫嶋堤(せぎ跡)までの間、延長265mにあるその街道(東海道島田宿の西端)を中心に、川越施設等が街道を挟んで南北に並んでいた。

昭和46年当時の様子



写2-1 七番宿



写2-2 川会所（建物）



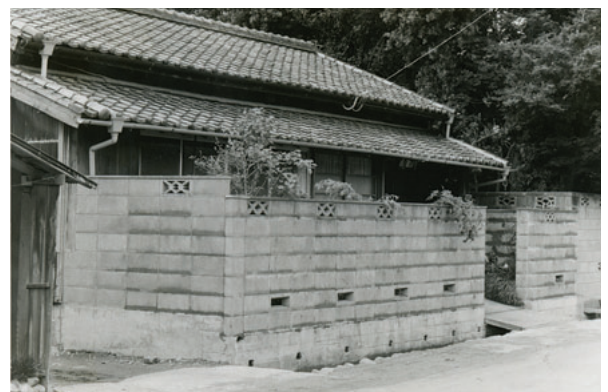
写2-3 橋本屋跡



写2-4 川会所跡



写2-5 二番宿



写2-6 十番宿





写2-7 九番宿跡



写2-8 取口屋（口取宿）跡



写2-9 そば屋跡



写2-10 六番宿



写2-11 酒屋跡



写2-12 三番宿